

平成28年第1回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成28年3月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村 泰	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡 洋	二君
	7番	橋本 良	一君
	8番	石田 安	夫君
	9番	蛭澤 幸	一君
	11番	飯田 正	憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松 俊	雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原 瑞	子君
	16番	横倉 き	ん君
	17番	大貫 千	尋君
	18番	大関 久	義君
	19番	市村 博	之君
	20番	小藺江 一	三君
	21番	石崎 勝	三君

欠席議員

2番 村上 寿之君

出席説明者

市	長	山口 伸 樹君
副	市長	久須美 忍君
教	育長	今泉 寛君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	友水邦彦君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君
子ども福祉課長	渡部明君
子ども福祉課長補佐	中庭聡君
健康増進課長	下条かをる君
健康増進課長補佐	須藤賢一君
商工観光課長	鈴木武君
商工観光課長補佐	川又信彦君
管理課長	横手誠君
管理課長補佐	小松哲治君
学務課長	小田野恭子君
学務課長補佐	堀越信一君
高齢福祉課長	鷹松丈人君
高齢福祉課副参事	長谷川康子君
高齢福祉課長補佐	堀内信彦君
財政課長	石井克佳君
財政課長補佐	木村成治君
まちづくり推進課長	友部邦男君
まちづくり推進課長補佐	菅井敏幸君
生涯学習課長	米川健一君
生涯学習課長補佐	入江康彰君
文化振興室長	綱川廣道君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 5 号

平成28年3月16日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は2番村上寿之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番飯田正憲君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入ってくださいようお願いいたします。

また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行部機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めていただきたいと思います。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは、最初に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。質問をいたします。議長からパネル使用の許可をいただきましたので、質問中、パネルを使用させていただきます。

大項目1、笠間市子ども・子育て支援事業計画と関連する支援について、伺います。

小項目①、笠間市子ども・子育て支援事業計画では、地域みんなで支え合う子育てのまち笠間市を目指して13の事業が計画されました。現在までに実施している事業、また、未実施の事業は何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 計画書の中では、実施している事業としまして、利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査、実費徴収に係る補足給付を行う事業の10事業としております。

次に、未実施事業につきましては、一つとして、子育て短期支援事業、二つ目としまして、養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業、三つ目としまして、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の三つの事業としております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。それでは、2番目の乳児全戸訪問事業

について質問いたします。

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業だと聞いていますが、対象者は何人で、そのうち訪問できたのは何人か、2012から15年度について、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 乳児家庭全戸訪問の対象者と訪問者数でございますが、2012年は対象者533人で訪問527、2013年は519のうち511、2014年は550のうち544、2015年は12月末現在ですけれども、386の対象者に対しまして381の訪問を行っております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 大変な中でかなりの率で実施されているということを今お伺いしました。

家庭の訪問を行うのはどのような担当者が何名で行っているのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 先ほどのパーセンテージ、100%ではありませんけれども、この100%は笠間市区域外での市町村で、里帰りとかで行っている方については、笠間市では行ってませんので、パーセンテージは下がっておりますけれども、ほぼ100%の方がこちらのサービスは受けているという認識であります。

家庭への訪問でございますけれども、保健センターの保健師が1名で、対応する保健師の数は14名が行っております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ほぼ100%で実施されているという話を伺いまして、安心をいたしました。

この事業の継続にはいろいろ困難もあると思いますけれども、継続、充実させるための課題にはどういうことがあるのでしょうか。簡潔にお願いできれば、お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 子育ての支援の充実のため、笠間市では子育て世代包括支援センターを設置して、専任の保健師2名ということで事業を充実しておりますので、今後とも充実を図ってまいりますので、今のところ課題というものはないのかなと思っております。

また、28年、来年度からは、支援の必要な妊産婦等の不安感や孤立の解消、母乳ケア等を含めた心身のケアや育児のサポートを行うための産前産後ケアサポート事業を行って、なお一層の充実を図ってまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 次に、養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業について、お伺いします。

養育支援が特に必要な家庭に対して担当職員がその居宅を訪問し、養育に関する指導助言を行う指導であると説明されています。昨年までの養育支援訪問事業での訪問実績はないと報告書に記載されていましたが、要保護児童対策地域協議会での協議ケース自体がないためなのでしょう。協議されても適用の必要性がないと判断されているためでしょうか。関係者の協議ケースは年間何件程度あるのかなど、関係機関の活動状況をお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この項目につきましては、二つの事業が一つの項目として計上されているもので、養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業につきましては、この計画書が国が定めた事業を実施しているかどうかを集計する意味もありまして事業名を指定しておりますので、国が定めた事業名で実施はしておりませんが、笠間市では国に対応する内容で実施しているところです。

まず、養育支援訪問事業につきましては、保健師の先ほどの訪問とはまた別に、22年度からの実績で言えば、平成22年は延べ件数3件、23年も同じ3件、24年は4件、25年度は8件、26年度は11件の訪問を行っておりますし、子どもを守る地域ネットワーク強化事業につきましては、笠間市では、今議員がおっしゃいました要保護児童対策地域協議会の下部のケース検討会というところで検討を行っております。22年は11回、23年は17回、24年は12回、25年は8回、26年は8回、27年は現在のところ6回開催しております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

次に、子育て短期支援事業の現状と今後の取り組みについて、お伺いたします。

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業、ショートステイ事業というんですね、及び夜間養護、トワイライトステイ事業などを行う事業との説明がされています。現状はどうなっているのでしょうか。この事業に今後どのように取り組んでいく予定でしょうか、お伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この事業も、前申し上げました二つの事業と同様に、国が定めた子育て短期支援事業という名称では行っておりませんが、子ども福祉課などが今おっしゃいました件に該当した場合には、児童相談所の一時保護という事業を活用して対応しております。笠間市の実績で言えば、25年が4件、26年が4件、27年8件という対応をしております。

今後、対応者、保護者、児童における事例が発生した場合にはふえる可能性がございますので、近隣のそういう施設への委託等も進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

近年、子どもの養育を進める上で困難に直面している家庭が少なくありません。これらの事業はさまざまな特徴を持ち、継続発展にはさまざまな課題が伴うと思います。しかし、地域や社会が困難に直面した家庭を支えることは大切なことです。放置され、必要な養育が受けられない子どもたちが出ることがないように、そして子どもたちの健やかな成長が図られるように、この事業を円滑に進めることが大切です。

上記の事業は県からの補助対象事業になっていますが、私の調査では、県の補助を受けてない事業も見られます。市独自の努力により継続されている側面が強い事業も少なくありません。民間委託という安易な道も選ばずに、市が独自の保健師さんにより進める事業等がありますが、県からの補助がきちんと受けられるよう、県の補助制度のあり方に改善を求めることも必要ではないかと考えます。ご検討ください。要望ですので、答弁は結構でございます。

次に、⑦番の幼稚園、保育園、認定こども園の保育料減免制度の拡充についてお伺いします。

保育料が高く、家計に重い負担がかかっています。保育料の軽減を図れないでしょうか、このような声が聞かれます。これに対して、国は来年度から多子世帯、ひとり親世帯で年収360万円未満の保育料を軽減する見込みです。

ややわかりにくいパネルなんですけれども、一応参考のためにお出ししましたので見てください。

多子世帯では第2子は半額になり、第3子無償になるのは、現行では第1子の年齢制限がありますが、拡充されますと年齢制限がなくなります。ひとり親世帯でも拡充後は現行より負担が軽減されます。いずれも年収が360万円未満の世帯であります。多子世帯、ひとり親世帯の保育料軽減対象の年収制限を360万円未満から推定年収470万円未満までに広げた場合の市の負担額は幾らになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 今議員がおっしゃいましたのは、国が現在この制度を導入した場合のということで、まだ法案が通ったわけではありませんし、パブリックコメント等を行っている状況ですので、確定ではございませんので、およその概算ということで申し上げれば、現在、国と同様の制度を行った場合には、1,200万円程度の事業費がかかり、また、470万円までの拡充というんでしょうか、枠を広げた場合には、プラス1,400万円がかかるであろうという試算はしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

今回の改定により、保護者にとっては費用負担軽減の対象が広がりますけれども、年収制限が360万円未満と低く、必要な世帯の一部にしか支援が届かないと思われれます。国、政

府の政策にかかわるところが大きいわけですが、地方自治体として可能な限り取り組むことが必要だと考えます。市独自に、年収基準を360万円未満から470万円未満まで引き上げることが必要と考えますが、見解を求めます。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 市単独で引き上げるかどうか、どこまでということになってくるかと思いますが、その基準も不明確でございますし、将来的には国の政策により幼児教育無償化の実施ということが方向で検討されておりますので、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今そのような答弁があったわけですが、長期的な観点に立って子育てに優しいまち笠間市をつくり上げるために、保育料の軽減というのは必要だと考えます。検討を重ね、笠間ならではの保育料の軽減措置が取られるよう要請しまして、次の質問に移ります。

保育士の賃金、雇用の改善提案について。まず、幼稚園、保育園、認定こども園の保育士の正職員、臨時職員数の内訳をお伺いします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 公立幼稚園、保育所の保育士の数でございますが、昨年4月現在では、幼稚園の正職員7名、臨時職員12名、保育所の正職員19名、臨時職員50名ということです。全体では、正職員26名、臨時職員62名です。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 正職員の割合は、幼稚園では約37%、約35%とかなり低い割合になっていると思います。正職員の割合が40%を切る低い水準です。

次に、正職員、臨時職員の年齢別賃金を月額でお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 年齢別ということですが、臨時職員の場合には年齢に関係なくということがございますので、臨時職員の時給は現在970円で、もしも月20日勤務した場合には、月額14万5,500円で、年額で言えば174万6,000円ということになります。

また、正職員といいますか、の保育士で言えば、年代別で言うと、30代は月額27万円、年額430万、40代月額33万円、年額530万円、50代は37万円、年額は590万円と、あくまでも平均でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今答弁がありましたように、正職員と臨時職員の給与月額がおおむねこのような額になっていることがわかりました。今の答弁からもわかりますように、臨時職員の賃金は低い水準になっています。正職員とほぼ同じに働いて、月額14万5,500円、時給970円です。35歳で見ますと、正職員の53.9%、45歳では44%、55歳では39.3%と、

半額かそれ以下の水準にあります。これは正職員の賃金が高いというわけではありません。正職員の賃金も他業種から見ますと低い方だといわれております。臨時職員の賃金が低すぎるためだと思います。これは改善すべきだと考えます。同一労働、同一賃金ということが国でもいわれて久しいのですが、保育士の臨時職員の方々の年収は174万前後です。この賃金では生活が成り立たないのではないのでしょうか。そして、子どもを育てるという仕事に誇りを持って働く賃金ではないと思います。改善が必要だと考えます。

保育士である正職員の割合を高めるとともに、保育士である臨時職員の時給を現行の970円から1,500円に改善するよう提案いたしますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 笠間市では、現在公立保育所、認定こども園の運営形態につきまして、公立幼稚園整備基本計画、平成24年に策定いたしました。それに基づきまして認定こども園等の整備を図っております。その中でも明示しておりますけれども、民営化またはそのほかの運営について検討を進めるということでございますので、現在それに従いまして検討を進めております。職員の配置につきましては、その検討結果を待つということでご了承いただきたいと思っております。

また、臨時職員の時給につきましては、28年度、来年度ですけれども、時給を970円から1,050円に増額して対応することで予算化を進めております。そのようなことですので、1,500円の増額は考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 答弁を伺いましたが、来年度引き上げることになったということは前進だと思います。時給引き上げには解決すべき課題があるのは確かであります。一気に時給を530円引き上げるのが難しいのであれば、200円、300円引き上げるのは可能ではないかと思っております。できるところから改善することが必要だと考えます。

これは市教育委員会が作成した外部評価報告書です。これには保育料の保護者負担をなるべく安くした方がよいのでは、また、正職員の数を多くすることを含め、改善が必要である等が記載されております。多くの方々が思っていることです。改善につなげるようしつかり検討することを求めまして、次の質問に移ります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 保育料につきましては、昨年子ども子育て会議、また、この議会で議決していただきましたけれども、保育所に通っている方の負担につきましては、全体で言えば、国の基準からいくと35%の減額、また、幼稚園等に通う保護者の負担金で言えば、国基準からいくと39%の減額している保育料で笠間市は運営しておりますので、保護者の軽減に努めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、次に子どもの甲状腺検査を市として行うよう提案いた

します。

福島原発の事故から5年が経過しましたが、福島では約10万人もの人々が県内外での避難生活を余儀なくされています。福島第一原発からの放射能汚染水は1日550トンにも及び、5年経過しても溶け落ちた核燃料の状態さえわからず、收拾にはほど遠い状態です。

原発事故に健康への影響を心配する方々、中でも子どもへの影響を心配する方々は少なくありません。笠間市でもこの機会に子どもの甲状腺超音波健診を行い、健康の調査をすべきではないかと、提案いたします。

その理由は、第一に、子どもの放射能の影響が子どもの健康に与える影響に不安を持っている市民が少なからずいます。原発事故後に健康不安を理由に他県に転居された方もいます。

第二には、放射能の等高線を示す放射能汚染地図の資料があります。これは2011年12月に測定された放射能汚染地図の資料なんですけれども、笠間周辺に放射能の高い区域がその時点にはありました。現在ではかなり終息に向かっていると思いますけれども、この時点では北茨城市の一部、東海村の一部と同程度の線量、0.25マイクロシーベルト毎時の値を示している図です。これがそうです。

第三には、次のグラフに示される水道水の放射性ヨウ素検査結果であります。これなんですけれども、この資料はここから持ってまいりました。中学生のための副読本という『原子力とエネルギー』、小中学生に配った資料の中にこれが出ておまして、これが水道水に含まれる放射性ヨウ素の指標値の変遷という資料であります。

調査によりますと、笠間市の工区配水池、県企業局が受水する分で、旧笠間市などに給水される飲料水には放射性ヨウ素の値が、2011年3月23日には170ベクレル毎キログラム、翌3月24日には132ベクレル毎キログラムが観測されたと、このように記載されています。これは北茨城市の値を上回る値です。3月25日には33ベクレル毎キログラムと変化しまして、人体に影響を与える水準ではないということになっておりますけれども、乳児用の指標値はこの赤い線であります。100ベクレル毎キログラムですから、100ベクレル毎キログラムを超えた日は、少なくとも測定による結果によりますと2日間あります。

3月21日以前の観測データは不明でありますけれども、この減衰曲線の形状から見ますと、これより高いことが推測されます。旧笠間地区などでは、市水道が給水を停止したのは3月11日から3月18日までで、19日からは給水が開始されました。この間、3月19日から23日までの5日間、放射性ヨウ素が乳児指標値を超えた飲料水を摂取した可能性があります。

放射性ヨウ素は甲状腺に取り込まれ、甲状腺に影響を与える可能性があるといわれています。特に、子どもの甲状腺は小さいため、子どもへの影響があるといわれております。

第四には、国が子どもの甲状腺超音波検査の費用を震災復興特別交付金で負担しております。期限はことしの3月31日まででしたが、その期間をさらに5年間延長して2021年3

月31日までとしました。東海村、北茨城の例を見ましても、ほぼ全額が交付税として支出されております。笠間市も対象になっております。この事故に関して、笠間市の責任はどこにもありません。震災の復興と住民の健康を守ろうと懸命に努力したのは笠間市ですし、責任は東京電力と国にあります。この機会を生かし、子どもの甲状腺検査を行うことを提案しますが、見解をお伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

子どもの甲状腺超音波検査を市で行ってはどうかということでございますが、平成23年11月から12月にかけて、市内411カ所で行いました空間放射線量率の測定の結果、環境省が除染の目安としております毎時0.23マイクロシーベルトを超えてない地域がほとんどでございました。

福島県では、子どもの健康調査を行っておりまして、平成27年5月に開催されました第19回県民健康調査検討委員会での中間取りまとめにおきまして、これまでに発見されました甲状腺がんについては、放射線の影響は考えにくいとのことであり、直接的な影響ではないことが示されております。

茨城県におけます子どもたちを含めました健康調査に関しては、県は放射線総合医学研究所などの専門家の意見を伺った結果、健康調査の必要はないとの見解を示してございます。このようなことから、市としては甲状腺検査を実施することは考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 確かに、空間線量は低くなっておりますし、累積線量も低い値で、健康被害には閾値がある確定的影響の心配は低いとは思いますが、閾値のない確率的影響の不安は残ります。

また、個人差もありますが、放射線影響の一つとして心理的影響もあります。甲状腺超音波健診で異常が発見されれば早期の治療につながりますし、異常が発見されなければ、安心につながります。どちらにしても有効なことだと考えております。継続して検査をして、異常がなければ、市民は安心できるのではないかと思います。せっかく国が継続して行うと決めたことですので、しかし、私の提案が初めての提案だと聞いておりますので、まだ、検討が100%十分というふうには思えないと思いますので、今後必要性を検討され、実施につなげるよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 先ほど、飲料水について議員の方からご質問があったんですが、その件につきまして、市としては、飲料水としています水道水の検査を議員のご質問のとおり、3月23日から行っておりまして、24日までに検査しました1カ所におきまして、食品衛生法に基づきます乳児の暫定規制値を上回る放射性ヨウ素のみでございまして、検出はされておりました。翌日25日は暫定規制値以下に下がっております。

市としては、乳幼児の健康に配慮し、24日夜間から乳児用ミルク用としてペットボトルを各公民館等で配布を行っております。

WHO、世界保健機関でございますが、の飲料水ガイドラインにおきましては、放射性ヨウ素の飲料水の摂取による放射線学的な健康への影響に関する基準値が示されておまして、本市で検出されました放射線ヨウ素はその基準値を大きく下回っているところがございます。

このようなことから、市で甲状腺検査を行う考えはございませんし、国から震災復興特別交付税の対象地域であるとしても、行う考えはございません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 北茨城や東海村でもやっているという例もありますので、この質問を機会に、再度いろいろ検討を進めてみてはいかがでしょうか。

次の質問に移ります。

大項目2、地場産業の中心の一つである笠間焼について。

小項目①、笠間焼の魅力を発信する機会として、陶炎祭、笠間浪漫がありますが、ここ数年間の来場数をお伺いします。簡単で結構です。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 3番石井議員のご質問にお答えいたします。

陶炎祭、笠間浪漫の来場者数についてでございますが、笠間の陶炎祭は毎年4月29日から5月5日までの7日間、春の大陶器市として、笠間芸術の森公園、イベント広場において開催されております。

来場者数は、平成25年は46万8,000人、26年は48万8,000人、27年は51万6,000人となっております。

また、笠間浪漫は地域の活性化及び地場産業のPRを目的として、平成2年に匠のまつりとして始まり、平成24年から、「手づくり・笠間産・郷土愛・田舎・懐かしい」をテーマに、笠間浪漫として生まれ変わりました。

笠間浪漫は毎年10月初旬に4日間開催されており、来場者は、平成25年は10万500人、26年は12万3,000人、27年は11万7,000人となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。次の②と③は担当部局から伺っておりますので、私の方からお話しさせていただきます。

笠間焼をなりわいとする陶芸家は、一部販売店を含めて278名中、市内には170名在住しているというお話でした。

それから笠間焼の生産額の変遷については、1996年は約25億円、2011年には8億円に低下しましたが、2014年には約12億円に持ち越した状況だということ、このような説明を受けました。

そこで、4番生産額低迷の原因として考えられることは何でしょうか。簡潔に要点をお答えをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間焼の産出額の低迷の原因についてでございますが、バブル期には高価な作品を購入する方が多くおり、さらにその一部に投資目的として多数購入した方がおられました。しかし、バブル経済の崩壊とともに、贈答需要なども含め、そうした方が減少しております。

また、作家の個性あふれるさまざまな表現方法のある笠間焼には、昔ながらの根強いファンや愛好家はおりますが、笠間焼全体で見ますと、現在では日用品へのニーズが低価格志向に向いていることや、多様化する顧客ニーズの変化に伴い、商品開発や販売方法などについて十分に対応し切れていないことも産出額低迷につながっているのではないかと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。関係者の努力によりまして、笠間浪漫の参加者というのは少しずつふえているようですけれども、中身を見ますと、さらなる発展に向けまして発信力などを高める工夫も必要なのではないかなと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間浪漫のさらなる発展に向けて発信力を高めるなどの工夫についてでございますが、秋の観光シーズンは県内外で数多くのイベントが開催されておりますので、笠間ならではの個性ある魅力づくりが必要であると考えております。

笠間浪漫につきましては、昨年10月に4回目が開催されたところでありますが、イベント名からもその内容がわかりづらいこともあり、イベント内容を認知していただいている途中にあると考えております。

今後、主催者であります笠間観光協会とイベントの位置づけを再確認し、イベント内容の企画を関係者と検討した上でその周知を図っていくことが必要と考えております。

また、笠間浪漫は菊まつり関連イベントでもありますことから、秋の観光全般を盛り上げるために、笠間菊まつりのPRとあわせて、北関東各県及び圏央道の接続により集客が期待できる千葉県、埼玉県の新聞社、テレビ局等に今後とも広く情報発信を行うなど、活動を広域に行い、集客に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

少し立ち入りますが、参加する陶芸家の皆さんの力もお借りして、ネット等での発信を活性化させる、また、若手中堅の方々の力もお借りしまして、運営の仕方に工夫を加えるようにしてはどうかと、そのようにも思います。その辺りに改善のヒントがあると思われる

ますが、さて、⑥の関連で、⑦に移ります。

笠間焼の販売はほとんどが委託販売であり、陶芸家の現金収入につながりません。委託販売を改善して買い取り制にするには販路の拡大がどうしても必要です。問屋さんも現在はない状態です。市としてできることがどのようなことがあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 販路拡大に対しまして、市としての方策についてでございますが、まず、委託販売と買い取りにつきましても、やはり委託販売においては、販売価格が作家が自分で設定できるというようなことがメリットとして考えられます。その反面、納品した商品が売れるまでには収入にならないというようなこともあります。

また、買い取りにつきましても、業者が在庫を抱えるリスクがありますことから、やはり販売価格が安価に設定されるというようなことも考えられます。

このように、委託販売と買い取り制度につきましても、やはり作家や販売店双方にとってメリットとデメリットがありますので、それはどちらの方式で取引を行うかにつきましては、取引案件により判断されるものと考えております。

委託販売、買い取り販売ということではなくて、販路拡大ということにつきましては、市からの支援策といたしましては、笠間焼協同組合が取り組んでいる業務用食器の飲食店への商品提案や商談活動、大規模展示会への出店、海外での販売網の開拓などを継続して行っていくことが必要であると考えておりますので、今後も引き続き支援をまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

次に、大項目3、県立笠間陶芸大学校の開設について、小項目①、大学校が目指す目的は何でしょうか。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間陶芸大学校が目指す目的についてでございますが、茨城県では、笠間陶芸大学校は現代陶芸をリードする陶芸家を輩出する産地と、手づくりを基本に日用陶磁器を生産する産地の両面をあわせ持つ陶芸産地を担う人材育成を行うことを目的としており、これまで窯業指導所として行ってきた伝統工芸品である笠間焼の後継者育成に加え、世界に羽ばたく芸術家を育てていくことを目指しております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 市の政策が大学の目標にどの程度反映されたのか、これも簡単に結構なんですけど、お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市の政策が大学の目標にどの程度反映されたかというこ

とにつきましては、陶芸大学校が開校するに当たり、その人材育成や進むべき方向性を検討する茨城県工業技術センター窯業指導所あり方検討会が設置され、地元からは笠間焼協同組合、笠間焼伝統工芸師会、窯元や陶芸作家等6名が参加し、市長も委員の1人として参加しておりました。

委員会では、市長や地元委員から、高度な陶芸技術を習得した上で、卒業後には地元で独立できるような人材育成の強化を図っていただきたいという意見が出されました。

その結果、陶芸大学校では、陶芸産地を担う人材育成を行うことを基本概念として確立していただきました。

市といたしましては、県と連携して将来の笠間焼作家の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ③番の内容も答弁に含まれていましたので、④番の大学校が笠間市の陶芸発展にどのような役割を果たすことを期待していますか、それをお尋ねいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間市が陶芸大学校の果たす役割に期待していることにつきましては、陶芸大学校において高度な陶芸技術を習得し、卒業後に地元窯元でさらなる技術習得のために指導を積んだ上で、作家として笠間市内で独立し、地元に着して、笠間焼を担う人材を育成することで地場産業育成に貢献していただくことを期待しております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 市としての費用を含めた具体的な支援策の概要で結構ですが、お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市としての費用を含めた具体的な支援策についてでございますが、市では、陶芸大学校在籍者に対して、技術習得に専念できるよう住居の家賃補助や公募展出品料への助成を行い、卒業生には修業時代の経済的負担軽減のために、設備購入補助や陶芸家や窯元への就職支援を行うよう地方創生加速化交付金を活用し、合わせて1,306万5,000円を3月の補正予算で計上させていただいたところでございます。

このほか、学生が在学中はもちろん、卒業も笠間に残り、将来の笠間焼作家として活動するために必要な、住居、工房、窯元、作家などの情報提供を実施することとしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、大学校卒業した後、卒業生が地元でどれだけ受け入れられるのか、受け入れ態勢の見通しをお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 卒業生の地元への受け入れ態勢の見通しについてですが、窯業指導所の卒業生の進路は、平成24年度は卒業生12名中全員が市内の作家や窯元への修業のために就職しており、同様に、25年度は7名中4名、26年度は6名全員が市内の作家や窯元へ就職しております。27年度の卒業生は6名中3名が就職をする予定であります。

今後、陶芸大学校の卒業支援に対しましても、市として市内窯元や作家への就職情報を提供するなど、高度な陶芸技術を習得した卒業生が一人でも多く笠間へ残り、将来の笠間焼を担っていただけるよう、卒業生を受け入れていただける作家や窯元と連携をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。陶芸大学校へ笠間市が支援を行いました。笠間市の支援が実り、4月から開校する県立陶芸大学校が初期の目的を達成して、成果を挙げることができるよう期待しております。

次に、大項目4、笠間地区建設高等職業訓練校への振興策について、小項目①笠間地区建設高等職業訓練校への支援をどのように進める計画でしょうか。具体的な支援策を含めてお伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間地区建設高等職業訓練校への具体的な支援策についてですが、昨年来、訓練校や運営母体の笠間地区施工組合と運営について継続して検討をしているところでございます。

また、現在、市内の建設組合等が協力して支援していく体制について、協議を重ねているところであり、市といたしましては、協議結果を踏まえ、組合数減少による負担金の減少や施設の老朽化等の課題を解消するため、必要な支援策を検討してまいります。

まずは当面の課題としまして、より高度な技術が習得できるように、充実した授業内容とし、将来の建設業界を担う若者を育成するために補助額を拡大して運営を支援してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 支援を拡大するというようなご答弁がありましたが、具体的な金額を示していただけないでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 平成27年度まで9万円の補助額を、28年度は30万円を計上してございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。年間9万円の補助を30万円の補助に引

き上げる予定だと伺いました。今の答弁は笠間地区建設高等職業訓練校の振興につながる
と同時に、青年の学ぶ意欲を支援する方針だと思います。今後とも、物心両面にわたる引
き続きの支援をお願いいたしまして、次の大項目5、国道50号線福原交差点の改善計画に
ついて、移ります。

小項目①ことし3月末までにどのような改善が行えるような予定でしょうか。また、そ
の後の改善計画はどのように進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石井議員のご質問にお答えをいたします。

国道50号線福原交差点の改善計画についてのご質問でございますけれども、昨年12月の
第4回定例会におきましても答弁いたしました。平成27年10月に開催されました通学路
安全対策会議の結果に基づきまして、国道50号線福原交差点の北側に接続する県道福原停車
場線において、車道外側の狭い場所の安全を確保するため、茨城県において、区画線の引
き直しや路肩部のカラー舗装化などを平成28年度に施工する予定となっております。

また、当交差点の改善対策につきましては、昨年12月に地元より要望書が提出されたこ
とによりまして、道路交通規制を所管する茨城県警察本部交通規制課及び笠間警察署にお
いて、関係機関を集めた対策会議を現在検討しているところであります。

今後におきましては、対策方針が決定されることで、当交差点における安全対策がより
円滑に進むように、引き続き関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。具体的な話にはなりませんでしたが、
お伺いしますところ、国や県がかかわるこの種の事業に対しては、通常より速く対策が進
んでいるのではないかと思います。市民の要望・要請に対して、担当者の方々が努力さ
れたためではないかと思えます。今後とも、抜本的な安全対策が確実に進むよう、さらな
るご尽力をお願いしまして、次の大項目6、市政運営の基本に関して、小項目①に移りま
す。

市長の施政方針を聞かせていただきました。内容項目が多岐にわたりますので、すべて
に触れることはできませんけれども、方針によりますとデマンドタクシーの土曜日運行を
継続することを目指していること、それから子ども・子育て対策を系統的に拡充するよう
努めている点、また、小学校にエアコンを設置させる方針を確立したこと、国道50号線福
原交差点の改善に力を入れている点、職業訓練校への振興策など、ほかにも多数市民要望
の実現に向けて施策を進めようとしていることがあります。

一方、政策方針には、私どもの考え方、方向性とは異なる点もございます。今後とも、
議会での活発な論戦を通じて解決方法を探っていきたくと考えております。

そして市政方針の最後には、笠間市の未来へ向けた歩みを確かなものにするため、議会
並びに市民の皆様と真摯に議論を重ね、ともに歩んでまいりたいと考えておりますとの言

葉で結んでありましたので、その姿勢には揺るぎのないものだと考えております。大事なことは、同じ意見だけではなくて、異なる意見に対してどのように向き合うかということが大切なことだと考えます。

国会における内閣総理大臣の選出は英国式の議会制民主主義に基づく制度であり、地方自治体の長の選出は米国における大統領制であります。それゆえ、国会と比較すると、地方自治体の長、市長の権限は大きなものがあります。このことは先日の一般質問で先輩議員からお話があったとおりです。それゆえ、多面的な意見に耳を傾け、総合的な観点から政策立案することの重要性があります。異なる意見を排除するのか、異なる意見を受けとめて検討し、判断するのかが物事の進展は異なります。異なる意見にどのように向き合おうとするのかは、どのような組織体であっても大切な課題であります。

この件も踏まえまして、市民の意見をどのように市政に反映させるのか、市長の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをさせていただきます。

議会の意見はもとより、市民の意見をしっかり聞いて市政運営を進めていくということは、私は大変重要であると思っておりますし、この10年間そういう気持ちで取り組みをさせていただいたところでございます。

ただ、意見にはさまざまな意見もございます。石井議員と私が一致しないことも数多くあるわけでありまして。ただ、聞く耳を持つということは、これは私に限らず、行政にとっては必要なことだと思っております。意見をすべて、また、限られた予算の中で、すべての意見を反映させるということもまた難しいわけでもございまして、優先順位をつけながら、しっかりと議論しながら、施策の実現に向けて取り組んでいくことが必要だと思っております。

市政懇談会やら、区長さん方との懇談会やら、各種団体との懇談会やら、地域の集まりとか、いろいろな所に出ていく中で、市民の皆さんからそれぞれの意見をいただいております。意見は真摯に受けとめながら、それを政策的に実現できるものはトップダウンで指示するときもありますし、事務方に指示して事務方から上げてくることもございます。

ただ、いろいろな意見の中には、例えば法律的に課題になっていたり、いろいろな国の指導の中でできないものもあつたり、地域の実情の中で、特にインフラ関係なんかは進まないものもありますけれども、少しずつでも前進するようにこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご答弁を聞きまして、私ども積極的な提案をして、活発な議論を交わせる中で市政の発展に貢献させていただきたいなという思いを強くしたところで

あります。今後とも、異なる意見にもしっかりと耳を傾けて、市政運営に当たっていただきたいとお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、10番野口 圓君の発言を許可いたします。

○10番（野口 圓君） 10番公明党の野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

初めに、小中学校のエアコン設置についてですが、これもたびたび一般質問で取り上げてきまして、ずっと園部次長から子どもを鍛えるためにエアコンはいらないというご答弁をいただいておりますけれども、今回、28年度予算の中に小中学校エアコン設置のための調査費1,656万8,000円が計上されており、大変うれしく思っております。

ここ数年、35度を超す猛暑日が続くなど、異常気象が非常に顕著になっております。小中学校に通う子どもを持つ親御さんや地域の方々から教室にもエアコンをつけてほしいとの要望を伺っております。昨年の暮れにエアコンの設置を求める会の皆さんと教育長を初めとする執行部の方々に要望書を提出した折、教育長から前向きに検討させていただきますとのあいさつをいただきまして、非常に手ごたえを感じていたところでございます。エアコン設置に向けて大きく一步を踏み出したと心より御礼申し上げます。

質問に入らせていただきます。

すべての小学校にエアコンを設置するための予算はいかほどと見積もられておられるか、お答えいただきたい。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

まず、28年度予算で実施設計を計上しているわけでございますけれども、その計画はあくまでも普通教室への設置ということで進めておりますので、それを前提でお答え申し上げます。

すべての小学校の普通教室のエアコン設置に係る費用につきましては、概算費用で予算計上しております実施設計費を含めて2億5,400万円でございます。ただ、学校によりましては、電気設備等の増設、これは実施設計をやってみないとわからないんですけれども、現時点では、ということで、あくまでも概算ということでご理解いただければと思います。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。2億5,400万。同じく、中学校普通教室

にエアコン設置する費用はいかほどかかるか、お伺いしたい。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 小学校と同じく、全中学校の普通教室ということであれば、やはり実施設計費用を含めまして1億円強、1億100万というところを現在見込んでおります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。全小学校、全中学校、両方やりますと3億5,000万からの費用になるということですが、大ざっぱで結構なんですけれども、設置の時期とか設置の順番とか、小学校が先にやって中学校が後にするとか、具体的な手順を教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 小学校につきましては、平成29年度に設置を予定しております。中学校につきましては、現時点では学校の教育施設の整備計画というのがあるんですけれども、それに基づいて、大規模改修工事などの校舎、体育館の老朽化対策、また、ほかの教育施設の設備等を計画的に行っておりますので、あと、先ほど中学校については1億円強の経費がかかるということで、国庫補助の採択が必要不可欠となりますので、現時点で厳しいところがありまして、それらを総合的に判断して、中学校については今後検討してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 例えば、実施するとなれば大きな工事になると思いますから、夏休み中とかに工事がされるんだと思いますけれども、全小学校に夏休み中に全部工事が終了するのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） できればそういう計画ではやりたいんですけれども、ただ、電気設備の改修とか、そういった部分が入りますと、夏休み期間40日間では工事し切れないという部分があるかと思いますが、授業等に影響がない、設備の設置工事なので、休業期間中でなくても可能な部分がありますので、極力そういったことに影響がないような形で工事は進めたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 全部の小学校が大体29年度に設置するというふうに考えていいわけですね。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 現時点ではその予定で進めたいと思っておりますけれども、国庫補助の関係もございますので、ここで私が断言するわけには、とりあえず市としては、全小学校の普通教室には29年度から取りかかって、なるべくであれば一気に全小学校に実

施したいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） どうもありがとうございます。よろしく願いいたしたい。
次に移ります。

2番、老人介護施設の事件を受けてということで、ことしの2月に川崎市で痛ましい老人介護施設での事件がありました。建物の4階やら6階から老人を突き落して死亡させた事件であります。3人の方が犠牲になりました。その職員と被害に遭った老人との間に何かがあったのかもしれませんが、また、その職員が賃金や待遇に不満があったのかもしれませんが、私が一番疑問に思ったことは、その介護施設が開所してから16年の間、監督権限のある川崎市が一度も監査に入っていないという、このことでございます。

新聞報道によりますと、川崎市には監査に入らなければならない施設が二千数百カ所あり、担当の職員は市に9名しかいない。1年間で9名で回れる件数は百数十件でしかない、そのことです。16年間で一度も入れなかった理由はここにあるというふうに思います。

そこで、質問をさせていただきます。

笠間市に笠間市が監督権限のある施設の種類とその数を教えていただきたい。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 笠間市では、平成23年度から老人福祉施設に対する関与を積極的に取り組むということから、老人福祉法に関する指導監査事務について、茨城県から権限移譲を受けて実施しております。その中で現在、介護保険法に基づくものを合わせまして、市が指導権限のある施設とその数でございますけれども、特別養護老人ホームが5施設、訪問介護事業所11施設、通所介護施設27施設、短期入所事業所5施設、小規模多機能型居宅介護事業所3施設、グループホーム8施設、有料老人ホーム1施設、合計60施設で、介護保険法では茨城県と合わせてということになりますので、重複することになります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。そうすると60施設ということですね。合計で。この監査を担当する職員の数と、市の権限があるのが60で、権限のない施設もあるのかもしれないので、回るべき施設と担当する職員の数を教えていただきたい。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 担当する職員は高齢福祉課の職員6名、基本的に3人体制で行います。ただ、先ほど申し上げました60施設は県と合わせてち、県も持っていますし、笠間市でも持っているということでございますので、笠間市単独で行わなければならないものとしては、特別養護老人ホーム、老人福祉法に伴いまして、実施する5施設ということになりますので、そのところは県と協議をしながら、指導監督する施設を実施しております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。6名で3人態勢ということは、3人ずつという意味なのかな。で、60施設と、川崎市の場合とは大分違いますので、恐らくずっと回っているんだろうと思いますけれども、笠間市の条例で2カ月に1回監査に入るようなふうになっていますけれども、この頻度ですべてに監査に入っているのかどうか、教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 2カ月に一遍という数につきましては、今回条例の改正の方の 절차를議会の方に上程しておりますけれども、こちらは指導監査ではなく、運営推進会議ということで、市の職員が加わった施設運営に対する会議、そちらの方は2カ月に1遍行う施設があるということでございます。そちらについては単独の職員が出席しております。

指導監査の頻度ということで申し上げます、特別養護老人ホーム、有料老人ホームにつきましては、原則として毎年度、年度単位で行うことになっております。指導監査の結果、指摘事項がない、または改善事項がないというようなことであれば、2年に一遍でもいいと。それ以外の施設につきましては、県と市が連携しながらということで、先ほど申し上げました、県も持っているし、市も持っているというものは、指定有効期間6年間に1度実施するというように運営しております、適正な運営に支障がないように実施しております。

なお、この指導監査の結果、正当な理由がなく拒否した場合であるとか、施設運営に重大な問題が認められたというようなときには、改善報告、改善命令、また、認可や指定の取り消しという権限も持っております。

先ほど議員のご質問にありました指導監査とは別でございますけれども、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特養につきましては、2カ月に一遍の頻度で運営推進会議、また、4月からは認知通所などにつきましては、6カ月に一遍運営推進会議に参加しまして、運営内容の確認を行うということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） そうすると、4番目で監督権限外の施設に対する云々というのは、これは全部県と合わせて60の施設に対してこのようなことをやっているの、全然市の担当が入っていないとか、監査に入らない所は一つもないという意味ですね。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 残念ながら、法律の方で、現在いわゆるケアハウスとサービス付き高齢者向け住宅につきましては、県の方でも市町村までにはなっておりませんので、県の長寿福祉課が対応するというようになっておりますので、そちらの指導監査を受けて、市としましては情報共有を図り、対応について報告を受けているということになっており

ます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ケアハウスとサービス付き高齢者住宅というのの概要はわかったんですけども、具体的に、要するに、一つ一つの施設に対して県からこういう状況だというような話があるということですか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 監査を実施した場合にはこういう状況だったという報告がなされるということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） あと、6年に1回というのが引っかかるんですけども、それは6年に1回監査するというのは、実質的に全然目が届かないんじゃないかと思うんですけども、いかがなんでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この6年に一遍というものは3人態勢で行うということで申し上げましたけれども、内容につきましては、指定だったり、認可、許可を受けた施設の内容ですね、人員の基準であったり、施設の基準、運営基準、虐待防止の進め方、また、不適切な診療報酬の請求が行われていないかとか、施設の会計管理がどうなっているのかとか、職員の勤務体制、規則がどうなっているのかということで、初期にこの施設を運営するときにこういう体制でいきますと申請があったものが、そのとおりになされているかということの指導監査を基本的には6年に一遍、その期間内、認定機関が6年ということですので、1回は必ずということ、その基準に従って行っているということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 大体わかりました。川崎市の場合とは比較にならない状況でございますね。ただ、要するに介護職員の3K、きついとか、結婚できないとか、そういったものは全国多分同じようなものだろうと思います。そして重労働であり、低賃金であるというのが問題になって、どこの施設でも介護職員の不足を訴えていますので、全国同じレベルにあるんじゃないかなと思います。

前にも一般質問でさせていただいて、その施設の運営について、前に勤めていた人がこういう所は問題じゃないですかという指摘をされたのも、前にもお話ししましたがけれども、現実的にそういうものもありますので、笠間で事件が起きるとは思いませんが、やっぱりきちっとしたフォローが市の方でできれば違ってくると思います。

要するに、一つのとらえ方として、老人の方々が壮年のときにそれなりのお仕事をされて、いろいろな事情でそういう施設に入らざるを得なくて、そこで虐待なり、不当な待遇を受けていたら、これは非常に悲しいことですよね。やっぱり老人がいたわってもらった

り、楽しく最終章の生活を飾れるようにするためには、市の職員の方々が監査に入るときにそういう思いを持って監査していただきたいなど。その施設が健全に運営して、老人の方々が喜んでもらえるようなふうに、笠間市にある施設はそういう形でもって行ってもらいたいと強く要望して終わります。

3番目の質問になります。

笠間市が合併して10年になります。ちょうど10年でございます。この10年の市の予算、決算をもう一度調べ直してみました。非常に10年間という一つの流れが見えてきまして、なかなか厳しい財政の状況が伺えます。

歳入の方は平成18年と比較しますと108%になりますけれども、平成23年、24年の予算よりも下回っております。全体の総額は微増といったところだというふうに思います。

しかし、その内容を見ますと、総額はほとんど変わりませんが、歳出の民生費のアップが非常に顕著であります。10年前と比べると社会福祉費が150%、児童福祉費が160%、ことしは認定こども園の予算が入りましたので240%となっており、毎年増加しております。反面、土木費は10年前に比べますと半分になっております。また、一般会計のみならず、特別会計の方も国保会計が136%、介護保険会計が164%と、大きな伸びを見せています。10年という単位で見たとき、この変化が一つの流れになっているというふうに思います。

この先の10年、どのように推移するかというふうに考えますと、非常に不自由な身動きのとれない状況に至るというふうに私は感じるんですけれども、市長は難しいかじ取りをずっと続けてこられたというふうに思います。この10年を経て市の財政の変化をどのようにとらえておられるか、伺いたい。また、これから先の10年、20年の流れをどういうふうに考えておられるか、伺いたい。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 10番野口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、合併10年の市の財政の変化でございますけれども、10年間の財政指標の変化を見ますと、経常収支比率では、平成18年度の86%に対しまして、平成26年度には89.9%と若干増加しております。また、財政力指数では、平成18年度の0.64に対して平成26年度は0.63と同程度となっております。さらに、公債費の負担比率、これは平成18年度の11.3%に対して平成26年度で13.9%、若干上昇傾向にありますけれども、財政指標を見る限りは大きな変化は見られておりません。

また、一般会計の市債の残高でございますけれども、平成18年度の238億3,000万円に対しまして、平成26年度で293億2,000万円と54億9,000万円、率として23.1%の増となる一方、財政調整基金の現在高も平成18年度末、20億7,000万円に対しまして、平成27年度末見込みで70億3,000万円と大きく増加をしているところでございます。

市債残高は100%地方交付税に算入される臨時財政対策債の影響が大きく、市債残高の47.9%を占めているところでございます。

このほか、合併後の起債は原則合併特例債を活用しておりまして、70%の交付税算入があることから、実際の公債費率は下がってまいります。このため、起債残高の増加による財政運営の影響は少ない、このように見込んでいるところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今部長がお答えになったのは運営体の健全さを基準にして答えをいただいたんですけれども、私が申し上げたのは、要するに義務な経費です。要するに、民生費関係が1.5倍になっている。土木費に使っているお金は0.5になっている。これが10年間の流れですと。ですからこの先10年間は今度どうなるでしょう、そういうお話をさせていただいた。そのお答えがいただきたい。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 予算の規模につきまして、平成28年度の一般会計の予算総額は、304億5,000万円で、平成18年度の279億4,000万円と比較すると、33億5,600万円、12.4%の増でございます。

民生費でございますけれども、主に障害者自立支援の制度改正、あるいは認定こども園制度に伴います施設の建設、運営経費の増額により、国庫支出金の財源を伴って右肩上がりで増加する傾向にありまして、平成28年度予算額は110億2,474万円で、平成18年度の62億8,286万円と比較しますと47億4,188万円の増となっております。

土木費でございますけれども、平成28年度の予算額32億3,984万4,000円に対しまして、平成18年度では57億6,475万7,000円と、25億2,491万3,000円、43.8%の減となっております。これは平成18年度は友部駅周辺整備事業として21億1,516万3,000円の予算措置をしていたことが大きな要因となっておりますけれども、ここ10年間の推移を見てまいりますと、一番多い年では平成19年度の59億2,000万円、一番少ない年では平成26年度の28億3,000万円となり、年度ごとに予算額の波はあるものの、合併効果を高めるための整備事業がおおむね完了してきたことにより減額になってきていると受けとめているところでございます。

これからの10年の流れでございますけれども、人口減少、超高齢社会の進展により、市税を初めとしました収入は減少し、また、引き続き社会保障関係の増加に加えまして、公共施設やインフラ基盤の更新時期を迎えるということで、それらの対応が生じてくるというような形になってくると思います。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。そう考えますと、10年先が非常に厳しい状況に至らざるを得ないという結論だと思います。

この義務的経費とか、固定的経費のふえる中で、自由裁量の利く予算をどのように確保するかという視点で考えると、毎年30億円からなる借入金の元利返済金利負担を軽減する方法が一つですね。上水道会計とか病院会計などの企業会計を市の財政から切り離して、独立採算の事業体とする方法を私は考えました。

この独立採算の事業体の件なのですが、我が笠間市にはエコフロンティアかさまがありまして、ここが日本初のレベニュー債、レベニュー信託なんですけれども、この方式を取り入れて再建を見事に果たしたという実績があります。また、同様の手法で、大阪のユニバーサルジャパン、遊園地みたいなものなんですけれども、それも非常に業績を盛り返したというのがあります。

レベニュー信託、レベニュー債権について、お話しさせていただきますけれども、エコフロンティアは県が関与する財団法人茨城県環境保全事業団が茨城県笠間市福田地区に平成17年8月に開設した産業廃棄物の処理施設です。管理型の最終処分場とガス化溶解炉を持つ、焼却施設を持っています。

当初の資金計画においては、施設の建設資金の約80%、182億円を金融機関から借り入れ、10年間の事業期間の中で償還する予定でありました。当然、従来の資金調達の枠組みであり、182億円の借り入れに対し、全額県が損失補てんをつけております。

しかしながら、開業後、ごみの減量化やリサイクル技術が進む中で、また、長引く景気低迷で廃棄物処理をめぐる環境が大きく変化して、当初計画したごみの量を確保することができず、売上高は当初見込みより大幅に減少し、年間25億円程度にとどまっていた。

反面、借入金の返済は年間約20億円。そのために資金収入不足が発生して、県は毎年単年度貸し付けを繰り返してきました。その年の赤字分を貸し付け、また、その次の年の赤字分がふえる構造が続いており、貸し出しの累計は増加の一方でした。粉飾的な決算が続いていたと言っても過言ではありません。このまま運営を続けていたならば、エコフロンティアかさまは営業状況はよくても、財務上破綻し、その負債はすべて損失補てんを行っている茨城県が負わなくてはならないということになります。そこで何とかする方法はないかということなのです。

資金計画を見直すに当たって、大きな二つの課題にぶち当たりました。一つは、住民との協議で、10年間としていた事業期間を延長させるということです。当初の計画では、10年で最終処分場はいっぱいになると見込んでいたのですが、その計画は見事に破たんし、20年以上継続して使用できることになりました。事業計画の延長を環境保全事業団と県は、地元笠間市の協力を受けて、懇切丁寧に地元の皆さんと協議し、そして平成22年11月に事業延長を基本とする事業計画の見直しについて、地元住民の理解をいただくことができた。

もう一つの課題は、そのときに残っていた145億円の借入金の返済計画の見直し、借入期間を大幅に延長し、県民の負担をなくすために県の損失補償を外すという、二つの全く相反する二つの条件をクリアするという、現状の資金調達の仕組みでは全くできないという状態でありました。

この狭い道を突破するヒントも平成22年6月に公明党の井手県会議員がレベニュー債を導入したらどうだという提案でございます。当初、県が行う水道や工業用水、下水処理などの従来事業や太陽光、風力などの新エネルギー、ごみ焼却場などの新規建設の財源に活

用できるとの確信から、レベニュー債の導入を検討するよう財政当局に求めました。

この提案に対し、当時の財政課長は次のように答弁しています。「資金調達については、昨今県債権の借入残高は急増している。一般会計で1兆9,000億円になろうとしている。その資金の調達をどう効率的に合理的にやっていくかということは、私どもにとっては最大の課題である。昨年途中から、民間の銀行の経験者の方を資金管理官というポストに採用し、資金調達の多様化について、いろいろ研究を進めているところです」と、ゴールドマンサックスなどの海外の投資銀行も含めた新たな資金調達の研究を約束しました。

レベニュー債は、アメリカにおいては地方自治体の資金調達の一般的な方法であり、長い実績の積み重ねと発行の枠組みが確立しています。約60%をこのレベニュー債で地方自治体が賅っているということです。

日本においてはこの枠組みが全然なくて、また、類似の成功例も見当たりませんでした。これまでの売り上げをもとにした事業計画では、145億の借り入れ残金を償還するためには、約24年の超長期の融資を受けなくてはならないことになる。日本国内の金融機関でいずれも交渉の入口で無理ですとの結論が出た。

全く新しい発想での取り組みが必要だった。これを可能にしたのが世界最大の投資銀行であるゴールドマンサックスであった。当時、ゴールドマンサックスの執行役員であった岡本三成氏をリーダーとするチームが茨城県の財政担当者と四つに組んで、日本初のレベニュー債権発行に向けて具体的な作業に取り組みました。

一方、茨城県側の責任者は、当時茨城県環境保全事業団の理事長でもあった上月良祐副知事である。県政のトップが意思決定の最前線にいたことがレベニュー債実現の要因でした。

レベニュー債の基本的な仕組みはエコフロンティアかさまの将来の売り上げ、産業廃棄物処理委託料をもとに資金調達を行うというものです。今回のエコフロンティアかさまは、資金の借り換えであったために、売り上げを一たん信託銀行に信託し、その信託受益権を売買し、資金を調達するという手法を採用しました。このときの証券を発行したわけですが、金利は2.5%だったということです。即完売だった。レベニュー信託の償還期間については、コントロールド・アモチゼーション方式を採用し、24年を基本としますが、売り上げが好調な場合は繰り上げ償還が可能となる一方、最長10年間の繰り延べを可能としました。これによりエコフロンティアかさまは経営の自由度がまし、資金調達に左右されず、安定的な経営が可能になりました。その後、東日本大震災もあり、非常にごみの量がふえて、非常に健全な状態に戻っております。

このレベニュー信託というんですかね、この手法を笠間の中に、企業会計等が中心になると思うんですけれども、取り入れられないかということなんですけれども、いかがでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 今エコフロンティアかさまのレベニュー信託についてご説明がありましたけれども、手法としてはそのような形でございますけれども、地方公共団体が信託できるものにつきましては、地方自治法におきまして、土地及び国債、その他政令で定められた有価証券と定められております。現在のところ、市町村において実施できる資金調達方法ではございません。

茨城県環境保全事業団がレベニュー信託を導入する背景といたしましては、先ほどご説明がありましたけれども、茨城県からの多額の損失補償の解消というのがございましたけれども、笠間市の公社等におきましては、損失補償が問題となっている案件はございませんので、レベニュー信託の活用のご予定というのはございません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今のところはそういう状況だとは思いますが、でも、結局、今市がさまざまな部分を委託したり、外注したり、結局自分たちでしなくてはならないことはやるけれども、ほかでもできることはほかに回すという手法は、これは確立されていると思う。結局、財政的な問題で市の財政的に身動きが楽になるように、自由度がますますような形での、国の方がこれを変えてこないと難しいという話ですから、それはそのとおりなんですけれども、こういう方向に流れが行くのではないかなと私は思いますので、一つは企業会計で処理しているところなんかは、要するに、その病院なら病院、上水道なら上水道、経営体としてもっと自立性を高める、効率性を高める、例えばここではゴールドマンサックスがエコフロンティアを調べて、一人一人の労働意欲とか勤労意欲とかそういったものを調べ上げて、不必要なものは全部削ったわけですね。必要なものは何か、それはこれだというものを立て直して信託を受け入れたわけですよ。

ユニバーサルジャパンでも、結局、大阪市が運営していたのでは夜の時間が全然使えなかったのが、それを全部ひっくり返して、遊園地として、企業体として再生させたということなんですね。

ですから笠間市が抱えている企業会計も企業体として収益を上げるというとおかしな話になっちゃうんだけれども、企業体としてさらに一歩上に行くような運営体にしないと、レベニュー債が使えますよという事態になってもこれが使えないという状態になりますので、そこら辺を検索していただきたい。

レベニュー債ともう一点の公債費の観点なんですけれども、ここに総額幾らと書いてあるんですけれども、ここに書いてありましたので、それはいらないんですけれども、30億円の公債費の支出があります。借入残高が一般会計293億に対して、元金償還が27億6,000万、金利が2億7,000万。また、特別会計、企業会計まで合計すると、借入残の総額は540億。540億というと、ちょうどことしの全部の企業会計も含めた笠間市の予算とほぼ同額なんです。関係ないんですけれども、28年度の予算とほぼ同額になります。トータルで計算すると、金利は大体0.9から1%ぐらいのものかなというふうには判断できるんですが、

実際、今マイナス金利という始まって以来の物すごい借り手市場になってきてまして、企業体よりもむしろ地方公共団体なんていうのは安全性が第一の借り手ですので、非常に優遇の金利が設定されているんじゃないかと思うので、金額の多い順に五つぐらいでいいんですけれども、何%の金利で借りているかというのを教えていただきたい。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 借入金の利率の問題でございますけれども、金利1%から5%のうちの利率ごとの残高を述べてみたいと思います。一般会計で平成27年度末の見込みでございますけれども、1%以下の利率が180億6,477万円、1%から2%、これが107億4,663万5,000円、2%から3%が11億5,785万9,000円、3%から4%が3億5,437万2,000円、4%から5%が8,514万7,000円となっております。これまでは高利率の市債のうち、国で認められた補償金免除繰上償還というのを行ってきましたので、現在は全体のうち94.7%が借入利率の低い2%以下というような状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 1%以下の、もう少し詳しくわかる。0.5%とか0.3%とか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 統計上分類してありますのが0.5%以下と1.0%以下になっておりますので、それを述べますと、1.0%、これは0.5%を超えて1.0%以下が残高で81億4,341万9,000円、0.5%以下になりますと65億4,598万2,000円で、これは統計でございますので平成26年度の決算の数字となっております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。0.2%ぐらいものが出てくるのかなと思ったんですが、そうでもない。この借り換えはできるのかという話なんですけれども。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） まず、借り入れは政府系の資金と民間の関係の資金がございまして、政府系の資金につきましては条件がございまして、先ほど申し上げましたように、繰上償還何かを一気に返してしまおうというときは、補償金というのを積んで繰上償還はできるということになっておりまして、これは補償金というの残っている金利相当分を補償金として積まなければならないということなので、政府系の関係の資金につきましては、借り換えであるとか、繰上償還とかというのは難しいのかなと思います。

また、銀行等の金融機関との関係でございますけれども、これは金融機関との交渉になるかと思うんですけれども、起債というのは世代間の負担の公平というのがございまして、ある施設をつくったらば、それは現世代で対応するのではなくて、将来世代の負担もという形で長い期間での起債というのをやっていますので、その辺のところも留意しながらという形で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。今レベニュー信託の話と借り換えの話、金利の話をしてきたんですが、それ以外に財政の自由裁量の幅を広げるような手法は何かあるでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 義務的経費が毎年増加を続けているという状況でございます。先ほどもありましたように、その反面、投資的な経費というのは減少の傾向となっております。見通しとしましては、先ほど説明しましたように、今後も同様に推移していくと。

一方で、ご指摘のように、市税の方が人口の減少等もありまして減額傾向、また、地方交付税につきましても、28年度から合併算定替の特例が段階的に縮減されるということで確実に減少していくという形です。

ですから義務的経費以外の自由裁量のできる範囲を伸ばしていくというのはなかなか厳しい状況ではあるとは思いますが、今後も市民サービスの維持・向上を図っていくために、例えば企業誘致によります税収の確保でありますとか、国・県の特定財源等の積極的な活用、また、新たな財源の確保、民間委託の推進等による、これは歳出面ですけれども、行財政改革による経費の節減、そして事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、また、予算配分の重点化ということで、さらに効果的・効率的な行政運営を進めていくということで自由裁量の範囲の拡大に努めていきたいというふうに考えています。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 最後になります。こういう財政の中で、市長は何を最も重点として市政の運営を考えておられるか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

健全な財政運営の中で、行政サービスを維持しながら新たなニーズに対応していくことが重要でございます。そのためには既存の行政サービスの、今後財政が縮小していく中においては、既存の行政サービスの見直しをすべて行っていくということは、私は必要なんじゃないかなと思っております。その中では、部分的に住民に負担をお願いしたり、我慢をしていただくことも出てくると思います。しかし、行政のサービスを維持していく上では必要なことだと思っております。そういう考え方のもと、進めていきたいと思っております。

直近の課題としては、やはりこの人口減少の中では、少子化対策とか子育て支援とか、そういうことをしっかりやっていくことが必要じゃないかなと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君の質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

午後零時00分休憩

午後1時01分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、石田安夫君の発言を許可いたします。

○8番（石田安夫君） 8番一般質問を行います。一問一答方式で行いますので、どうかよろしく願いいたします。

初めに、笠間焼の振興についてを伺います。

「笠間焼の振興については、笠間焼協同組合と連携しながら、飲食店と笠間焼作家をマッチングさせた商品開発を推進するとともに、ジェットロと連携し、中国やタイにおいて笠間焼の販路拡大を目的とした事業を展開してまいります。また、笠間焼の陶炎祭や笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例記念イベントなどにおいて、国の伝統工芸である笠間焼を県内外にPRしてまいります」ということで、お伺いをいたします。

1、飲食店と笠間焼作家をマッチングし、商品開発を推進しますということでお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

飲食店と笠間焼作家をマッチングして商品開発を促進することについてでございますが、本年度笠間焼協同組合において、笠間焼作家と茨城県内のそば店が協力し、オリジナル食器の試作品を作成する意匠開発事業を実施いたしました。具体的には、常陸秋そば振興協議会や茨城県麺類業生活衛生同業組合等に協力をいただき、茨城県の特産品である常陸秋そばを使用したそば店30店舗と選抜した笠間焼の作家30名をマッチングさせ、意見交換をしながらお店が求めているどんぶり、小鉢、そばちょこなどの食器を開発し、新たな笠間焼ブランドとして県内及び首都圏への販路拡大を図るというものです。作成したオリジナル食器は昨年10月9日から12日まで開催された笠間浪漫において試作品展示会を開催し、県内外からの多くの来場者に披露しております。

なお、成果といたしましては、マッチングされた30組のうち、3店舗で使用する商品として納品されております。

今後も、笠間焼の業務用食器としての販路を拡大するために県内外への展示会への出展など、飲食店につながるような取り組みについて、引き続き支援をしてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 30店というと30人ということで、わかりました。ことしもそういう形になるんですか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 形につきましては、この形とはまた異なる方法での飲食店との連携をした販売拡大の取り組みを検討しているところと聞いております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 去年と違うと、具体的にはまだ全然わかっていない。まだわかってないというか、このお店30店という形ではないという、はっきり言うと、これ笠間市だけではないですよ。ことしになった場合は、笠間市の店舗の方とやるのか、その辺伺います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 昨年実施しました30店舗につきましては、茨城県内広くのそば店を常陸秋そばの振興協議会やその他協議組合等から推薦いただき、マッチングをしたところであります。この事業につきましては、27年度事業として完結をしております。また新たな取り組みを今検討しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。次、2番、ジェットロと連携して中国やタイにおいて笠間焼の販路拡大を目的に事業を展開するということでお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ジェットロと連携して、中国やタイにおいて笠間焼の販路拡大を目的にした事業を展開することについてでございますが、海外への販路拡大については、まず、中国上海において、ことしの1月12日から14日まで、笠間焼協同組合とともに販路開拓のために市場調査を行ってまいりました。上海では日本料理店を中心に、百貨店等6社を回り、笠間焼の耐熱食器である笠間火器について、2社より合計120個の注文をいただいております。今後も、料理店等の支店など商談を継続している案件もあり、関係者と連携して販路の開拓に努めてまいります。

また、タイにおいては、2月8日から12日まで、昨年4月に陶炎祭会場において、陶芸に関する協力強化に関する覚書を締結したメイファーラン財団のご紹介により、販路開拓のため、ジェットロバンコク事務所を訪問し、タイの市場について詳しく説明を受け、現地の商工会議所を訪問してまいりました。

帰国後、ジェットロ茨城事務所を訪問し、タイへの笠間焼販路開拓について協議してまいりました。市場のニーズをとらえ、笠間焼の認知度を上げるには難しさもありますが、今後も海外バイヤーに向けての商談会の参加や現地ニーズを知るための調査などについて、いろいろな情報をいただくなど、引き続きジェットロ茨城事務所と連携をしながら、笠間焼の海外販路の開拓について笠間焼協同組合を支援してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。次、イベントにおいて、県内外のPRということ

で、先ほど笠間陶炎祭や笠間浪漫、笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例記念イベント、僕は簡単にイベントと書いてしまったんですけども、県内外にPRすることなんですけど、具体的にお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間焼をイベントにおいて県内外にPRすることについてでございますが、笠間焼のイベントといたしましては、やはり笠間の陶炎祭、彩初窯市、笠間焼フェアなどが挙げられます。また、笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例制定に伴い、地元の酒蔵と連携しながら、笠間焼のぐい飲みと笠間の地酒の消費拡大に努めるとともに、平成28年度は県内の乾杯条例を制定した自治体と連携してPRを実施してまいります。

そのほか、東京都港区で開催される麻布十番納涼祭り、板橋区のハッピーロード商店会における物産展など、首都圏での催し物に積極的に参加をし、笠間焼をPRするとともに、笠間市へのさらなる誘客と県外における認知度の向上を図ってまいります。

さらに、東京にある調理師専門学校と連携し、外国人の学生を対象に笠間の陶炎祭に来ていただき、笠間焼をPRするツアーを企画したり、サミットのつくば市での科学技術大臣会合で笠間焼を使用していただくよう働きかけるなど、PRに努めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 盛りだくさんの内容で、よくわかったような、わからないような話ですけども、この中で1点だけ言いたいことは、確かに飲食店とか笠間焼の販売店とかいろいろなものと販路拡大をしていくということなんですけども、一番大事なこと、県内外、この地域全体という話、あと、外国だという話なんですけども、2番目の観光の推進にもかかっちゃうんですけども、ある方にこういうことを言われました。笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例記念イベントということで、なんで私らは入ってないのという話をされちゃったんです。これはどういう話かということ、飲食店の方です。一番大事なことというのは足元ですよ。それを忘れて、何でその人たちが、ちょっと話がかかりますけども、この間大和のお祭りに行きましたけれども、やっぱりいろいろな出店というか、おばちゃん、おじちゃんがいろいろな屋台みたいなのをつくって町を盛り上げようという形で、ひな祭りかな、やっていました。僕もそのひな祭りというのは10年くらい前に行ったことあるんですけども、その当時は500人ぐらいたかなという感じだったんですけども、今回行きましたらば、もうあふれんばかりの人がおりました。内容的には手づくりの物をどんどんつくって、あと、高校生がいたのかな、そういう販売所みたいな、一番大事なものというのは、笠間市の物を売っている所、食べさせる所の人たちが大事なんですよね。その人たちが何で私らこれに入れなかったのかなという話なんです。だからもう少し、いろいろな企画をつくって、外に、外に、組合とかいろいろな部分のものがあると思うんですけども、そうじゃなくて、もうちょっと足元をしっかりしてほしいというのがこの笠間焼の振興についてということでございます。一言あれば。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ただいまの笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例制定の記念イベント等につきまして、ご意見があったというようなことですが、やはりこの条例制定、また、その推進に当たりましては、地元の酒蔵と笠間焼ということのみでなくて、それを使っていただく、その地酒を提供していただく飲食店等につきましては、大変大きな役割を果たしていただくと考えておりますので、活用していただくよう推進をしていきますとともに、やはり今後もそういったイベント等も含めて、いろいろ意見を伺いながら連携した形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） よろしく申し上げます。

次にまいります。

また、これも観光振興についてということなんですけれども、「観光商工課内に新たに観光戦略室に民間の専門知識を有する職員を配置し、2019年の茨城国体や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光客の誘致や外国人旅行者の受け入れ態勢の整備など、戦略に基づいて事業展開を進めてまいります。特に、外国人旅行者の受け入れについては、外国人接客外国語講座やギャラリーロード商店街をモデル地区として多言語案内板を設置するなど、具体的な取り組みを実施してまいります。

また、地域おこし隊については、現在2名の隊員が地域の活性化を目的に空き店舗を活用したコミュニティーカフェ等の運営や商品開発、笠間市の魅力のPR等の活動をしているところです。平成28年度は健康づくりと農業振興に係る支援活動を行う隊員を新たに3名採用し、地域活性化に向けた取り組みを継続するとともに、任期を終了した隊員の活動を支援してまいります」ということなんです、伺います。

1、観光戦略室に民間の専門的知識を有する職員について、これは大関議員が随分細かく言っていましたので、僕はこの予算書とかいろいろなものを見て、約2年間滞在してやっていたのかな。お願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 民間の専門的知識を有する職員についてでございますが、民間の大手旅行会社のJTBの社員でありまして、JTBとの業務委託契約を結びまして、4月1日から商工観光課観光戦略室への配置を考えております。予算で計上させていただいております中では2年間の債務負担行為をさせていただいているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 2年間ということではそれはそれで結構なんですけれども、専門的な知識を持っている方で、いろいろな部分で大関さんが全部聞きちゃったのであれなんですけれども、この2年を過ぎた場合、継続でまたその方はこの笠間市に残ってやってもらえるような方なんですか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 2年間を経過した場合につきましては、その時点での判断になるというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） そのときの判断ということで、ただ、オリンピックに向けてということは中途半端になっちゃうかなという感じがするんですけども、先ほどの笠間焼の振興でもジェットロとかタイとかそういう部分で、英語の話せる方だということなんですけれども、前の方みたいに、前の方は今観光協会でしたっけ、に入っているんですよ。いろいろな旅行の一つの形をつくってくれましたけれども、この方は主にどういう仕事をするのか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 新たに起用を予定している職員につきましては、観光戦略室の室長としましてグループの総括をしていただきますとともに、やはり専門の知識やノウハウを生かしまして、主に海外からの誘客に対しましての戦略を立て、新たな企画での取り組み等を担当していただくようなこととなります。

さらには、これまでも着実に実績を上げてまいりました着地型旅行商品につきましても、引き続きさらなる充実を図るよう、やはり観光協会と連携した企画を進めていくということでございます。また、観光戦略につきましては、中期的に振興計画等も立てながら進めることが必要というふうに考えておりますので、そうしたところの担当していただくことを予定しております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 本当に少しでも長くいて、2年間で1,700万でしたっけ、ということなんですけれども、これはあくまでも私の意見で、もうちょっといてほしいなど。オリンピックが終わっても、ある程度外国人の流れをつくっていただいたいというのが私の思いでございます。

きょうかきのうだか、茨城空港に今度台湾ですか、週4回の飛行機が入ることなんですけれども、やっぱりそういう形でどンドン茨城県へ来てくれるような形になりますので、その辺もよく勘案していただいてしっかりとやっていただきたいと思います。

次に行きます。

外国人接客外国語講座については、簡単で、これは聞いていますので、簡単に言ってください。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 外国人接客外国語講座についてでございますが、この講座につきましては、外国人旅行者の受け入れ態勢や機運づくりを進めるということもあります。外国人旅行者を迎い入れる観光施設や商店会、宿泊施設などを対象として考えてお

りまして、この講座につきましてはみずから率先して受講しようとするやる気のある方を対象に、英語による接客講座の開催を予定しております。

講座の内容といたしましては、簡単な英語とやさしい日本語でのコミュニケーションが可能となるような内容で、接客に必要な目標を立てまして、習得に必要な回数を設定し、実施をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次のものにもかかりますけれども、ギャラリーロード商店街のモデル地区に看板を設置ということなですけれども、そのほかも門前通りの方まで考えて、いろいろな方が外国語を勉強していただいて、受け入れる体制を、これ、次に来ますけれども、看板も多言語案内板設置についてということなんですけれども、ギャラリーロードだけではなく、あの地域全体で考えていただきたい。4カ所がどうのこうのという話で聞いていますけれども、もうちょっとふやしていただけないかというのがこの2番、3番についてでございます。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 多言語案内板の設置についてでございますが、ギャラリーロードにつきましては、平成26年度に市内の観光関連団体と行った外国人旅行者受入検討会や、その後ギャラリーロード商店街や茨城県などとギャラリーロード周辺地域の国際化モデル検討会という場において、多言語の案内板が必要との提案を受けて実施するものです。

ギャラリーロードがまず最初に取り組むということにつきましては、やはり商店会も独自にいろいろ接客の講座を開催するなど取り組みがあることや、また、その周辺には県の施設、市の施設もありますので、そうした地域でまず最初の取り組みとして整備を実施し、受け入れの機運については、市内全体に広げていくということで、整備した後の状況等を踏まえながら、門前通り等をも当然想定しまして次への展開を考えてまいりたいと思います。

4カ所といいますのは、ギャラリーロードに新規に4基をつけるということでありまして、地区数としましては、一地区でまずモデル的に取り組みをするというものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。次に入りますけれども、地域おこし協力隊の活動について、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動についてでございますが、現在、島田隊員と友田隊員の2名の隊員が地域の活性化を目的に活動をしているところでございます。

兩名の主な活動内容でございますが、島田隊員は埼玉県から着任し、ことしで3年目を迎えます。市外の視点から見た笠間のよさや名所をまとめた情報紙の発行や、また、地元産のふくれみかんを使った七味トウガラシの商品開発など、活動を行っているところでございます。現在は門前通り近くの空き店舗を活用しまして、地域の方や協力隊活動で知り合った仲間たちとともにコミュニティーカフェを運営し、講師を招いた小物づくりのワークショップの開催など、市内外の方々が集う憩いの場となっている状況でございます。3月末で協力隊を卒業となりますが、卒業後も市内に定住し、引き続き地域活動を行っていく予定となっております。

また、友田隊員は神奈川県から着任し、ことしで2年目となります。現在は地元の方々とともに、笠間駅前の旧上州屋旅館を活用しまして、「座敷ギャラリー」と称した企画展を毎月開催をしているところでございます。友田隊員は協力隊として着任したときから、笠間駅前の活性化に着目し、前職のまちづくりコンサルタントのノウハウや人脈を生かし、首都圏のアーティストの作品展示など、毎回趣向を凝らしながら企画展を開催し、笠間駅前のにぎわい創出に尽力をしているところでございます。来年度につきましても、引き続き企画展の開催等を行い、地域活動を行っていく予定になっております。

平成28年度につきましても、ハイキングや食による健康づくりと農産物のブランド化や首都圏を中心とするPR活動など、農業振興に関する支援活動を担う隊員を東京と埼玉県、千葉県からそれぞれ1名ずつ新たに任用し、3年目となる友田隊員を含めた4名の隊員で地域の方々と一緒に笠間の魅力PRと地域活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。1名の方が辞めちゃうというか、ここにとどまるみたいなんですけれども、「任期を終了した隊員の活動を支援してまいります」ということなんですけれども、これは具体的にはどういうことなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 任期を終了した隊員の活動の支援策でございますけれども、現在の地域おこし協力隊の活動に係る経費については、地方交付税の特別交付税で措置をされていることになっております。

総務省では、現在の活動費に加えまして、協力隊が任期終了後に起業する場合に要する経費として、1人当たり100万円を上限とした特別交付税措置をすることとなっております。このことから、笠間市におきましても、この特別交付税を活用した補助要項を策定いたしまして起業支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。後の新たな3名の方は健康づくりと農業振興ということなんですけれども、健康づくりは具体的にどういう内容なのかを。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 健康づくりのテーマといたしましては、健康都市かさまの実現の地域活動を考えておりまして、例えば里山を起点といたしまして、健康づくりとしてハイキングコースを活用した事業等、また、魅力発信の活動等を考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次、農業振興ということなのですが、具体的に。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 農業振興に係る支援活動といたしましては、農産物のブランド化や農産物の加工、商品開発、都市と農村の交流事業支援などの活動と考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。以上でこれは終わりにさせていただきます。

次に、日本遺産について、伺います。

日本遺産とはということで、お話しさせていただきます。

「我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経過や地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に、有形無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で情報発信や人材育成、伝承、環境整備などの取り組みを効果的に進めていくことが必要です。

文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形無形のさまざまな文化財を総合的に活用する取り組みを支援します」ということですので、そこでお伺いをいたします。

1、笠間城や笠間藩にかかわる古文書調査の実態について、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 石田議員の質問にお答えいたします。

笠間城につきましては、大貫議員のご質問にもお答えしましたとおり、関東地方には非常に珍しい石垣を備えた山城でございまして、これまで本格的な発掘調査、総合的な文献的な調査が行われてきていませんので、その変遷、遺構の分布等の状況については現在不明な点が多く残っております。

今後、この笠間城跡の保存と国指定の史跡としての採択を目指すためには、現地調査や古文書調査を行うことによりまして笠間城や笠間藩の歴史を解明することが必要となります。

これまでですけれども、平成26年度には崩落いたしました石垣の応急措置と測量調査を行いました。平成27年度ですけれども、同じく地形調査、また、笠間稲荷神社所有の牧野家の文書の、具体的に申しますと、穴ヶ崎御武器帳や城附武具八幡台櫓ニ有之道具覚といった古文書の翻刻作業を行ったところでございます。特に、後で申しました城附武具八幡

台櫓ニ有之道具覚という文書につきましては、牧野家の一代前、井上氏から引き継がれる道具類から歴史の流れが見えたところがございます。

平成28年度以降につきましても、中世笠間氏関連及び笠間藩歴代藩主にかかわるものまで多岐にわたる古文書調査を継続してまいります。

なお、その調査結果につきましては、今年度と同じように、歴史フォーラム等で市民の皆様へ報告し、笠間城や笠間藩に対しまして理解を深めていただければと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次に2番、文化財の一斉公開について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 笠間市内には、国県市指定文化財が146件ございますけれども、普段これらの貴重な文化財を目にする機会がなかなかございませんので、平成28年度から所有者や関係団体の協力を得まして、秋の観光シーズンにあわせて文化財の公開を行い、市内外に対しまして、笠間の新しい魅力の情報発信や文化財に対する意識の向上につなげていきたいと考えております。

28年度は4カ所の国指定重要文化財の公開を予定しておりまして、29年度以降につきましても、所有者の協力を得ながら公開箇所を広げていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次に、佐白山及び笠間の歴史を日本遺産に申請できないものか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 日本遺産につきましては、先ほど議員さんの方から説明がありましたとおり、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものでございます。

ストーリーは単に地域の歴史や文化財の価値を解説するものだけではなく、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、歴史的経緯や地域の風土に根ざして継承・保護がなされている文化財にまつわるものが据えられていることが必要となります。

また、ストーリーには単一の市町村内で完結する地域型、それと複数の市町村にまたがってストーリーが展開するシリアル型がありまして、どちらも国指定・選定文化財を一つは含める必要がございます。

さらに、地域型の場合には、歴史文化基本構想または歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村であることなどの条件がございますので、現在笠間市においてはいずれの計画も策定しておりませんので、現時点では申請の要件を満たしてはおりません。

今後につきましては、佐白山及び笠間の歴史を日本遺産に申請していくには、かなりハードルが高いと思っておりますけれども、これからの笠間城跡及び笠間藩の歴史の調査結果ですか、それらを踏まえながら、日本遺産としてのストーリーが作成できるかどうか、

検討してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 検討していくということなので、ありがたいですね。歴史文化基本構想というのが笠間市にないということでちょっと難しいのかなという感じがしますがけれども、今までの認定件数というのがまだ三十何件なんですけれども、国の方ではこんなふうに言っているんですよ。「2020年に東京で開催されますオリンピック・パラリンピックに向け、外国人がどんどん来られます。それを踏まえて、文化庁では2020年度までに100件程度認定していく予定です」ということなんです。先ほどの話をずっと聞いていますと、この二、三年では難しいのかなと私も思います。ただ、笠間時朝の話もあるし、江戸時代のいろいろな藩主が、何名だったか忘れましたが、そういう藩というのは本当に珍しいし、先ほどあった国指定のものも多分笠間時朝が寄付したものなんですよね。そういう部分で、ある意味合致している部分がたくさんあるので、ぜひこれは時間がかかっても、オリンピックに間に合わなくても、ぜひこれは申請していただいてお願いしたいんですが、その辺。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど申しましたとおり、基本構想であったり、計画であったり、十分策定はないので、その状況では申請はできないんですけれども、歴史的価値という面からいいますと、まだ、先ほど申しあげましたとおり、調査をこれまでやったことがないということで、今現在やっている調査の中で、例えば中世からの笠間史ですか、時朝時代からの380年の歴史とそれから牧野氏に譲ってずっと江戸時代までの歴史、かなり長期の歴史がございますので、これから進める遺構調査も含めて、どのような貴重な歴史的物件といいますか、そういったものが発見されるやもわかりませんので、これからの調査を踏まえて、先ほど申しあげたとおり、日本遺産申請に必要なストーリーが構築できるかどうか、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 赤穂浪士じゃなですけれども、大石内蔵助の屋敷跡というか、そういうものもあるし、そういうつながりもあるので、できればストーリーというのは一市だけじゃなくて、ほかの市だって構わないですから、時間もかかると思うんですけれども、ぜひこれはやっていただきたい。

次にまいります。

筑波海軍航空隊跡地を日本遺産に申請できないものか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 筑波海軍航空隊司令部庁舎につきましては、現存する戦争遺跡として全国的にも大変貴重な施設であると考えております。しかし、先ほど申しあげましたとおり、日本遺産認定の申請要件には、国指定・選定文化財を必ず一つ含める必要が

ございます。筑波海軍航空隊に係る施設等にはそれらが含まれておりません。また、ストーリーの作成に当たっても、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものではなく、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、歴史的な経緯や地域の風土に根ざして継承・保護がなされている文化財にまつわるものを据えることとなっておりますので、筑波海軍航空隊跡地については、日本遺産の申請要件には満たしていないものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 多分そうですね。僕も一生懸命見たんだけど、なかなか難しいですね。ただ、1件だけ。皆さん原爆ドーム知っていますよね。原爆ドームだって文化財保護法に入ってなかったんですね。

お話しさせていただきますけれども、これは世界遺産の話なんですけれども、要するに、当時原爆ドームは保護を受けていなかったと。世界遺産推薦にも備えていなかったと。文化財としても浅くて認められなかったということだったんです。こうした中、平成5年に市民団体から原爆ドームの世界遺産化を進める会が結成され、原爆ドームの世界遺産化を求める国会請願のための全国的な署名運動が展開されて、平成6年1月に参議院で、6月に衆議院で採択されて、署名数が165万3,996人が署名をして、その後にそういう運動があった後に、平成7年に史跡の指定の基準を改正して、ある意味では負の遺産ですね。だからできないということだったんですよ。その当時。それでも、筑波航空もやり方によってはできる可能性がある、原爆ドームは世界遺産に指定されちゃったんですけれども、だからそういうやり方もあるんじゃないかと私は思うんですけれども、これはなかなか答えられないと思うんですが、その辺の考え方、取り組みをお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 広島原爆ドームにつきましては、世界で唯一被爆国である日本で落とされたという価値と言っては語弊がありますが、そういった面がございましたので、世界遺産ということで認定はされたと思っておりますけれども、海軍航空隊跡地につきましては、強いて言えば特攻隊の練習基地でそこから多くの方が旅立っていったという部分もございます。ただ、純粋に日本遺産という部分で考えますと、先ほど来申し上げましたとおり、ストーリーであるとか、国指定・選定の文化財が一つ必要だとかという、そういった縛りがございますので、筑波海軍航空隊跡地につきましては該当はしないと思っております。ただ、戦争遺跡として、県の施設でございますので、これからどのように保存していくか、要望は出しておりますけれども、今後そういった面については検討をしていきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 先ほど申しましたけれども、わかりますよ、それは。でも、そういう方法もあるということ、指定されてないけれども、悪い意味で負の遺産ですね。そ

ういうものを平和遺産にかえて申請していくみたいな形にして、いろいろな方があれを残してくれという話なので、今だって年間こしは600万でしたっけ、ちょっと忘れましてけれども、そういうお金がかかっているわけですよ。あれだって実際に市の持ち出しですよ。だけれども、ちゃんと保護していただければ、それなりの予算というのが来るわけですから、それだけの努力は私はするべきだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 日本遺産にどうのこうのというよりは、歴史的な戦争遺跡としての保存については我々もしっかり努力してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 終わります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は17日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、2時10分から全員協議会を開きますので、よろしく願います。その前に調査委員会があります。

午後1時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 飯 田 正 憲

署 名 議 員 西 山 猛